

## I 平成20年度事業報告

平成20年度の内外情勢をみますと、米国のサブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が世界各国の実体経済へ深刻な影響を及ぼすとともに、金融危機と実体経済悪化による悪循環が生じ、わが国においても、世界的な景気後退と急激な円高等により、株価の低迷、輸出の減少、雇用情勢の悪化など、過去に例のないほど大幅かつ急速な景気の悪化が続き、大変厳しい状況になっております。

一方、わが国の商品先物市場は、営業規制の強化や世界的な金融危機の影響等を受け、出来高、取組高が激減し、平成20年度の出来高は4,631万枚と前年比34.8%減になるなど、上場商品によっては市場機能の喪失も懸念しなければならないほど危機的な状況にあり、市場の閉鎖廃止なども進んでおります。このような国内市場の低迷の中で、各取引所においては上場商品の小口化、多様化や様々な経営改革を進めており、12月には東京工業品取引所が株式会社化を果たすとともに、日本商品先物振興協会では、中小事業者等の商品市場利用に関する研究会による報告書が取りまとめられるなど、取引所市場の競争力強化に向けた取組みが進展している状況にあります。

また、昨年3月以降、産業構造審議会の商品取引所分科会において「使いやすい」、「透明な」、「トラブルのない」商品先物市場を実現させるための方策が審議され、12月にはその報告が取りまとめられましたが、本報告では、取引所間の連携等を可能とすること、海外先物等商品デリバティブの一体的規制体系、市場監視の強化、プロ・アマ規制の導入と委託者保護の強化などが提言され、その中で、委託者保護基金制度の強化として、基金の委託者保護業務を適切に行いうるための体制整備などが盛り込まれました。

本基金におきましては、6月には主務省に対し委託者保護基金の認可法人化など委託者保護に関する商品取引所法の改正について要望するとともに、9月には与党の税制調査会に対し先物協会など関係団体と連名で基金の非課税法人化を含む商品先物取引関係税制改正要望書を提出したところ、12月の与党税制大綱において本基金の認可法人化を前提とする非課税法人化が明記され、次いで平成21年3月3日には産構審分科会の報告内容を具体化して、本基金関連事項を含めた商品取引所法の改正法案が閣議決定されました。

これにより本基金の長年の懸案である認可法人化・非課税法人化の実現に向け大きく前

進することとなり、これらの成果を得るに至るまでの主務省及び関係機関等のご協力に深く感謝するとともに、本基金として今後は万全を期してこれらの実現に向け適切に対応していきたいと考えております。

他方、本基金の弁済処理については、出来高不振による受託業務の廃止、制度環境の変化を背景とした合併や事業譲渡などによる業界再編が加速する中で、破産や自主廃業等を含む弁済案件が 19 件発生いたしました。これらの案件に係る弁済難易度については、自主弁済案件が 13 件、分離保管弁済案件が 6 件となり、一般委託者支払（ペイオフ弁済）については、大変厳しい経営環境の下にありながらも幸いにして発動されず、この結果委託者保護資金は毀損することなく 98 億円を維持することができました。これも偏に主務省及び関係機関のご指導はもとより、会員各位のご協力とご尽力の賜と、深く感謝する次第であります。

本基金といたしましては、委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、万が一弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、もって委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成 20 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

## 1. 総務関係事項

### (1) 業務規程等の改正等について

#### ① 業務規程の改正

平成 20 年 5 月 30 日開催の第 4 回通常総会において業務規程の一部改正について承認されたので、本基金は 6 月 3 日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より 6 月 30 日付けで業務規程の変更認可を受け、同日施行された。

改正内容は次のとおりである。

業務規程に定める基金分離預託契約においては、会員が基金に対して有する基金分離預託財産の返戻請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供するについて何ら規定を設けていないため、当該請求権を第三者に譲渡等を行うことが可能となっている。仮に返戻請求権の譲渡等を行っている会員が弁済事故を起こした場合に、本基金が基金分離預託財産を取得することができず、委託者債務を弁済する原資に充当できなくなることが想定され、委託者債務の弁済に支障を来すことが問題となった。そのため、基金が円滑に委託者債務の弁済を行うことができるように、基金分離預託財産について債権譲渡及び担保に供することを禁止することとし、業務規程に定める基金分離預託契約の要件に「当該会員は、基金分離預託財産の返戻請求権を、他に譲渡し、又は担保に供することができないこと。」を追加した。

また、平成 21 年 3 月 23 日開催の臨時総会において、商工組合中央金庫の特殊会社化に伴う本基金の業務規程の一部改正について承認されたので、本基金は 3 月 25 日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より 3 月 31 日付けで業務規程の変更認可を受け、同日施行された。

#### ② 諸規則の改正等

諸規則及び理事会決定事項の改正等については、次のとおりである。

##### (a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の一部改正

平成 20 年 6 月 23 日開催の第 24 回理事会において、平成 20 年 3 月 10 日改正の附則第 1 条の様式 6 号（未払金等概略表）の施行について、「6 月末作成分より」を「7 月

未作成分より」に改めた。

また、9月30日開催の第25回理事会において、小口商品に係る定率会費の特例（関西商品取引所の米国産大豆及び粗糖取引）の改正を、11月27日開催の第26回理事会において、小口商品に係る定率会費の特例（東京穀物商品取引所の一般大豆及び東京工業品取引所の白金ミニ取引）の改正をそれぞれ行った。

(b) 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」の一部改正

平成20年6月23日開催の第24回理事会において、未払金等概略表の追加、商品先物電子ファイル記録保管区分の削除等の規定の改正を行った。

(c) その他

平成20年6月23日開催の第24回理事会において、受託取引員たる会員が取次業務に業態変更するケースが増加しており、取次取引員に係る基金の弁済リスクが増大していることから、取次業務に関する業務内容等について会員から必要な報告を求めるとし、「取次業務における会員の報告について」を決定した。

また、平成21年3月10日開催の第27回理事会において、会員が租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき、また、手形、小切手の不渡りを発生させたときに本基金に報告することとし、「会員からの報告の徴収について」を決定した。

(2) 役員等の選出及び異動

① 任期满了による役員の変更

任期满了により、第4回通常総会（平成20年5月30日開催）において役員任期满了に伴う改選を行った結果、次のとおり選出され、6月1日付けをもってそれぞれ就任した。

(敬称略)

理 事 (理事長)	多々良 實 夫
理 事 (副理事長)	清 水 清
理 事 (副理事長)	岡 地 和 道
理 事 (副理事長)	黒 木 幾 雄

理事（専務理事）	高橋英樹
理事（常務理事）	庄司國男
理事	荒井史男
理事	加藤雅一
理事	南學政明
理事	渡辺好明
理事	川路耕一
理事	鈴木敏夫
理事	福田良一
理事	二家勝明
理事	森辰郎
監事	阿竹康之
監事	佐藤陽紀
監事	東原豊

② 役員等の異動等

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

（平成21年3月末現在の役員等の名簿は別表（1）のとおりである。）

（理事長）

区分	年月日	氏名	備考
再任	20. 6. 1	多々良實夫	豊商事㈱代表取締役

（副理事長）

区分	年月日	氏名	備考
退任	20. 5. 31	宮本品二	委託者保護基金副理事長
再任	20. 6. 1	清水清	カネツ商事㈱代表取締役
再任	20. 6. 1	岡地和道	岡地㈱代表取締役
就任	20. 6. 1	黒木幾雄	委託者保護基金理事
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地㈱代表取締役

（専務理事）

区分	年月日	氏名	備考
再任	20. 6. 1	高橋英樹	委託者保護基金専務理事

（常務理事）

区分	年月日	氏名	備考
再任	20. 6. 1	庄司國男	委託者保護基金常務理事

(理事)

区分	年月日	氏名	備考
退任	20. 5. 31	宮本品二	委託者保護基金副理事長
再任	20. 6. 1	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	高橋英樹	委託者保護基金専務理事
再任	20. 6. 1	庄司國男	委託者保護基金常務理事
再任	20. 6. 1	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	20. 6. 1	加藤雅一	日本商品先物振興協会会長
再任	20. 6. 1	南學政明	(株)日本商品清算機構代表取締役
再任	20. 6. 1	渡辺好明	商品取引所連絡会会長
再任	20. 6. 1	川路耕一	三貴商事(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	森 辰郎	エース取引(株)代表取締役
就任	20. 6. 1	黒木幾雄	委託者保護基金常勤顧問
就任	20. 6. 1	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
就任	20. 6. 1	福田良一	三菱商事「フューチャーズ」証券(株)代表取締役
辞任	20. 10. 31	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
辞任	21. 1. 5	福田良一	三菱商事「フューチャーズ」証券(株)代表取締役
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(監事)

区分	年月日	氏名	備考
退任	20. 5. 31	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
再任	20. 6. 1	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ 代表取締役
再任	20. 6. 1	東原 豊	税理士
就任	20. 6. 1	阿竹康之	(株)アステム代表取締役
辞任	20. 6. 26	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ 代表取締役

(参与)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	20. 5. 28	宮本 勇	(株)アサヒトラスト代表取締役
辞任	20. 5. 29	阿竹康之	(株)アステム代表取締役
就任	20. 6. 23	繁澤宏明	(株)コムテックス代表取締役
辞任	20. 6. 25	福田國幹	エイ・エス・フューチャーズ (株)代表取締役
辞任	20. 9. 30	藤井史郎	ばんせい証券(株)代表取締役
就任	20. 9. 30	中西貞夫	エイ・エス・フューチャーズ (株)代表取締役
就任	20. 9. 30	若村 郷	オリオン取引(株)代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	20. 10. 31	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
就任	20. 11. 27	岡地和道	岡地(株)代表取締役
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地(株)代表取締役

## (規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	20. 5. 31	宮本品二	委託者保護基金副理事長
就任	20. 6. 23	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
辞任	20. 10. 31	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地(株)代表取締役

## (代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	20. 5. 28	太田 博	東京穀物商品取引所理事
就任	20. 5. 29	畑野敬司	東京穀物商品取引所理事
辞任	20. 7. 30	犬嶋 隆	(株)USS ひまわりグループ代表取締役
辞任	20. 10. 31	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役

## (委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	21. 1. 21	岡地和道	岡地(株)代表取締役
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地(株)代表取締役

## (委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	20. 6. 12	高橋正光	朝日ユニバーサル貿易(株)代表取締役
辞任	21. 1. 5	福田良一	三菱商事フューチャーズ証券(株)代表取締役
就任	21. 1. 21	岡地和道	岡地(株)代表取締役
辞任	21. 3. 10	岡地和道	岡地(株)代表取締役

## (3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 71 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 21 年 3 月 31 日現在の会員数は 51 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

## (4) 会員の名称(商号)変更等

## ① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
オリエント貿易(株)	エイ・エス・フューチャーズ(株)	20. 4. 1
ニューエッジ・ジャパン(株)	ニューエッジ・ジャパン証券(株)	20. 4. 21
ジャパン・プライベート・アセットマネジメント(株)	JP アセット証券(株)	21. 2. 17
(株)ハーベスト・フューチャーズ	岡安商事(株)	21. 3. 2

## ② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
(株)アサヒトラスト	宮本 勇	輿石宏司	20. 4. 1
オリオン交易(株)	若村 郷	戸舘勇幸	20. 4. 15
(株)オクトキュービック	加藤雅一	増田潤治	20. 5. 7
アルファコモ(株)	斉藤広志	梶田 稔	20. 6. 3
(株)オクトキュービック	増田潤治	中村元治	20. 6. 13
セントラル商事(株)	菅原 護	坂本圭隆	20. 6. 19
パブリックフューチャーズ(株)	杉本日出男	林 泰宏	20. 6. 20
大起産業(株)	加藤正治	新井紀夫	20. 6. 24
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	福田國幹	中西貞夫	20. 6. 25
(株)ハーベスト・フューチャーズ	佐藤陽紀	岡本 昭	20. 6. 26
ユナイテッドワールド証券(株)	建石俊之	林 和人	20. 6. 26
(株)小林洋行	山下英樹	細金成光	20. 6. 27
(株)大平洋物産	出雲敏彦	石川清助	20. 6. 27
(株)USS ひまわりグループ	犬嶋 隆	栗田廣次郎	20. 7. 30
東陽レックス(株)	青木 暁	川上司英	20. 11. 25
(株)サントレード	有馬誠吾	藤原秀喜	20. 12. 1
大起産業(株)	新井紀夫	田中弘晃	20. 12. 4
三菱商事フューチャーズ証券(株)	福田良一	稲本都志彦	21. 1. 5
光陽ファイナンシャルトレード(株)	小笠原昭夫	川路耕一	21. 3. 2
(株)トレックス	柏山俊博	初山隆司	21. 3. 31

## 2. 一般委託者への支払及び関連業務

### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 20 年度において、本基金は、通知商品取引員が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 20 回開催した。

当年度において、商品取引所法第 303 条第 1 項に基づく通知商品取引員となった会員は 19 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 13 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 6 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該会員に係る処理については、次のとおりである。

#### ① 新東京シティ証券㈱に係る処理

新東京シティ証券㈱は平成 20 年 4 月 2 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 5 月 9 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 4 月 14 日に、5 月 9 日までには委託者債務の返戻が終了する旨の自主弁済計画が提出された。

本基金は 4 月 25 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、提出された同社の自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。

同社の委託者債務は 4 月 17 日までに返済済みであることが 4 月 17 日に確認されたので、本基金は 5 月 12 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。また、5 月 14 日には指定信託契約を解除した。

なお、同社は 5 月 9 日付で商品取引受託業務を廃止したため、5 月 10 日付で会員脱退した。

#### ② アスカフューチャーズ㈱に係る処理

アスカフューチャーズ㈱は平成 20 年 4 月 4 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 5 月 7 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場で行うとともに、電子公告としても行った（終了期日は 5 月 9 日）。

弁済公告終了期日である 5 月 9 日までに、本基金に対し、アスカフューチャーズ㈱に係る算定対象債権額の届出が 2 名より行われた。この届出債権については商品先物取引に係る紛議債権と推認されるが、業務規程に基づき、当該届出者から証拠を提出し、意見を述べる機会を与えるため、5 月 26 日に意見聴取の場を設けたところ、届出人より意見の陳述があった。

次いで、この意見聴取を踏まえて、5月30日に開催した運営審議会において、当該届出債権に係る弁済計画（算定対象債権額は0円）について6月23日開催の理事会に付議することが承認された。

その後、平成20年6月23日に開催した理事会において当該届出債権に係る弁済計画（算定対象債権額は0円）が承認され、この決定を受け、本基金は当該届出人に対し弁済計画を6月24日に通知し、6月30日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除するとともに、基金分離預託財産900万円については、同社からアビエルタ㈱へ債権譲渡が3月19日付で行われていたため、同社へ返還せず、債権譲渡先のアビエルタ㈱へ返還した。（返還日は7月2日）

なお、同社は5月7日付で商品取引受託業務を廃止したため、5月8日付で会員脱退した。

#### ③ かざかコモディティ㈱に係る処理

かざかコモディティ㈱は平成20年4月25日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日5月26日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

5月9日に、5月26日には委託者債務の返戻が終了する旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、本基金は5月30日に運営審議会を開催し、意見聴取を行ったうえで、同社の自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。

その後、5月28日までに同社の委託者債務の弁済が完了したことが確認されたため、6月2日付で分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。また、指定信託契約も6月6日付で解除した。

なお、同社は5月26日付で商品取引受託業務を廃止したため、5月27日付で会員脱退となっている。

#### ④ ㈱三忠に係る処理

㈱三忠は平成 20 年 5 月 30 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 6 月 30 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、同日、運営審議会を開催し、意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

また、6 月 3 日に、同社から 6 月 27 日までには委託者債務の返戻が終了する旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、本基金は 6 月 23 日に運営審議会を開催し、意見聴取を行った上で、同社の自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。

7 月 14 日までに同社の委託者債務の弁済が完了したことが確認されたので、7 月 15 日付で分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済契約を解除した。

なお、同社は 6 月 30 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、7 月 1 日付で会員脱退した。

#### ⑤ 朝日ユニバーサル貿易㈱に係る処理

朝日ユニバーサル貿易㈱は平成 20 年 6 月 12 日に大阪地方裁判所に対し破産手続き開始の申し立てを行ったことから、同社は通知商品取引員となった。また、翌 13 日には大阪地方裁判所より破産手続き開始決定が行われたことから、同社は解散となり、同日会員脱退となった。このため本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場で行うとともに、電子公告としても同日付で行った（終了期日は 7 月 18 日）。

なお、申出期日である 7 月 18 日までに、本基金に対し、朝日ユニバーサル貿易㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者は 8 名である。

この結果、当該届出者の届出内容について審査を行うため、業務規程に基づき、当該届出人に対し当該届出人から証拠を提出し、意見を述べる機会を与える必要があることから、8 月 29 日に意見聴取を行った。

この意見聴取には、1 名の出席があった。この意見聴取を踏まえ、弁済計画を作成し、これを 9 月 10 日開催の運営審議会での審議を踏まえ、9 月 30 日に理事会を開催

し弁済計画の認定を諮ったところ、次のとおり決定された。

届出者 8 名のうち、受託業務に係る預り金の 1 名及び破産日以降入金の者 5 名については、委託者債権として認定し、証拠金残高がないにもかかわらず届出をしてきた 1 名及び商品取引事故に係る債権の 1 名については、委託者債務としては認定しないこととした。

これにより、当該届出者 8 名について、10 月 3 日付で朝日ユニバーサル貿易㈱に係る弁済計画を通知するとともに、支払対象の 6 名については所定の手続きを経て 10 月 21 日までに支払が終了した。

なお、委託者債権として認定しなかった商品取引事故に係る債権としての届出者から、これを不服として 10 月 20 日付で本基金に対し訴訟が提起された。

#### ⑥ ㈱あおばフィナンシャルパートナーズに係る処理

㈱あおばフィナンシャルパートナーズは平成 20 年 6 月 27 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 7 月 28 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、翌営業日の 30 日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場にて行うとともに、電子公告としても同日付で行った（終了期日は 8 月 4 日）。

弁済公告終了期日の 8 月 4 日を経過しても、本基金に対し、㈱あおばフィナンシャルパートナーズに係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の返還も 7 月 30 日付までに終了していることが確認されたので、本基金は 8 月 8 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は 7 月 28 日付で商品取引受託業務を廃止したことから 7 月 29 日付で会員脱退した。

#### ⑦ マネックス証券㈱に係る処理

マネックス証券㈱は平成 20 年 7 月 25 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 8 月 29 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、7

月 29 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

7 月 31 日に、同社より委託者債務の整理を 8 月 29 日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。同社の委託者債務の返還は計画どおり 8 月 29 日までに終了したことが確認されたので、基金は 9 月 10 日に開催した運営審議会において自主弁済計画は「実施済み」とであると認定した。この結果、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を 9 月 11 日付で解除した。

なお、同社は 8 月 29 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、8 月 30 日付で会員脱退した。

#### ⑧ アルファコモ(株)に係る処理

アルファコモ(株)は平成 20 年 7 月 29 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 8 月 29 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、7 月 29 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

8 月 7 日に、同社より委託者債務の整理を 8 月 29 日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。

基金は 9 月 10 日に開催した運営審議会において自主弁済計画は「適正なもの」と認定した。9 月 19 日には委託者債務の弁済が完了していることを確認したことから、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を 9 月 29 日付で解除した。

なお、同社は 8 月 29 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、8 月 30 日付で会員脱退した。

#### ⑨ ばんせい証券(株)に係る処理

ばんせい証券(株)は平成 20 年 9 月 18 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 10 月 31 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、9 月 18 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

10月1日に、同社より委託者債務の整理を10月31日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。その後、委託者債務の返還手続きが遅れていたため、11月4日には、11月20日までに終了とする自主弁済計画の延長申請が行われた。これを受けて、基金は11月10日開催の運営審議会において自主弁済計画は「適正なもの」と認定した。その後、11月12日に委託者債務の返還が終了したことが11月25日までに確認された。この結果、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を11月25日付で解除した。

なお、同社は10月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、11月1日付で会員脱退した。

#### ⑩ 関東砂糖㈱に係る処理

関東砂糖㈱は平成20年9月22日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日10月31日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、9月25日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

10月3日に、同社より委託者債務の整理を10月31日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。同社の委託者債務の返還は10月31日までに終了したことが確認されたので、基金は11月10日開催の運営審議会において自主弁済計画は「実施済み」と認定した。この結果、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を11月11日付で解除した。

なお、同社は10月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、11月1日付で会員脱退した。

#### ⑪ 明治物産㈱に係る処理

明治物産㈱は平成20年9月30日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日10月31日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、9月30日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

10月3日に、同社より委託者債務の整理を10月31日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。同社の委託者債務の返還は10月31日までに終了したことが確認されたので、基金は11月10日開催の運営審議会において自主弁済計画は「実施済み」と認定した。この結果、同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を11月11日付で解除した。

なお、同社は10月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、11月1日付で会員脱退した。

#### ⑫ ㈱大平洋物産に係る処理

㈱大平洋物産は平成20年10月22日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日12月5日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、10月22日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

同社の委託者からの算定対象債権の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場にて行うとともに、電子公告としても10月24日に行った。（終了期日は平成21年1月6日）

弁済公告終了期日の平成21年1月6日を経過しても、本基金に対し、㈱大平洋物産に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の返還も12月3日までに終了していることが確認されたので、本基金は1月9日付で㈱大平洋物産との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は平成20年12月5日付で商品取引受託業務を廃止したことから、12月6日付で会員脱退した。

#### ⑬ ジャイコム㈱に係る処理

ジャイコム㈱は平成20年10月28日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日11月28日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、10月28日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

同社の委託者からの算定対象債権の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場にて行うとともに、電子公告としても同日付で行った。

(終了期日は平成 21 年 1 月 6 日)

弁済公告終了期日の平成 21 年 1 月 6 日を経過しても、本基金に対し、ジャイコム㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の返還も 11 月 27 日までに終了していることが確認されたので、本基金は 1 月 9 日付でジャイコム㈱との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は平成 20 年 11 月 28 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、11 月 29 日付で会員脱退した。

#### ⑭ 三幸食品㈱に係る処理

三幸食品㈱は平成 20 年 11 月 18 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 12 月 19 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、11 月 18 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

11 月 26 日に、同社より委託者債務の整理を 12 月 19 日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。同社の委託者債務の返還は 12 月 26 日までに終了したことが確認されたので、基金は平成 21 年 1 月 9 日開催の運営審議会において自主弁済計画は「実施済み」と認定した。この結果、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を 1 月 9 日付で解除した。

なお、同社は平成 20 年 12 月 19 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、12 月 20 日付で会員脱退した。

#### ⑮ 東京コムウェル㈱に係る処理

東京コムウェル㈱は平成 20 年 12 月 25 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日平成 21 年 1 月 30 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、12 月 26 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

1月8日に、同社より委託者債務の整理を1月30日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。基金は1月9日開催の運営審議会において提出された自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。その後、同社の委託者債務の返還が終了したとの報告があったので、基金は同社に立ち入り監査を行い1月30日までに終了したことを確認した。

これにより、同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を2月2日付で解除した。

なお、同社は平成21年1月30日付で商品取引受託業務を廃止したことから、1月31日付で会員脱退した。

#### ⑯ (株)サントレードに係る処理

(株)サントレードは平成20年12月26日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日平成21年1月31日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、12月26日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

同社の委託者からの算定対象債権の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告を同日付で掲示場にて行うとともに、電子公告としても同日付で行った。

（終了期日は平成21年2月6日）

弁済公告終了期日の2月6日を経過しても、本基金に対し、(株)サントレードに係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務も1月22日までに終了していることが1月29日に確認された。この結果、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を2月10日付で解除した。

なお、同社は平成21年1月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、2月1日付で会員脱退した。

#### ⑰ 日進貿易(株)に係る処理

日進貿易(株)は平成20年12月26日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日平成21年1月31日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、

12月26日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

1月6日に、同社より委託者債務の整理を1月31日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。基金は1月9日開催の運営審議会において提出された自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。その後、同社の委託者債務の返還が終了したとの報告があったので、基金は同社に立ち入り監査を行い1月30日までに終了したことを確認した。

これにより、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を2月5日付で解除した。

なお、同社は平成21年1月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、2月1日付で会員脱退した。

#### ⑱ サン・キャピタル・マネジメント(株)に係る処理

サン・キャピタル・マネジメント(株)は平成21年2月27日に商品取引受託業務廃止の公告(廃止日3月31日)を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、3月3日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

3月6日に、同社より3月31日までに委託者債務の弁済を終了する旨の自主弁済計画が本基金に提出された。基金は3月27日開催の運営審議会において提出された自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。その後、3月27日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は3月30日に同社に立ち入り監査を行い3月30日までに終了したことが確認された。

これにより、同社との分離保管弁済契約は会員脱退後の平成21年4月1日付で解除することとなった。

なお、同社は3月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4月1日付で会員脱退した。

#### ⑲ 三貴商事(株)に係る処理

三貴商事(株)は平成 21 年 2 月 27 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 3 月 31 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、3 月 3 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

3 月 9 日に、同社より 3 月 31 日までに委託者債務の弁済を終了する旨の自主弁済計画が本基金に提出された。基金は 3 月 27 日開催の運営審議会において提出された自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。その後、3 月 30 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は 3 月 31 日に同社に立ち入り監査を行い 3 月 30 日までに終了したことが確認された。

これにより、同社との分離保管弁済契約は会員脱退後の平成 21 年 4 月 1 日付で解除することとなった。

なお、同社は 3 月 31 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4 月 1 日付で会員脱退した。

## （2）前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品取引員については次のとおりである。

### ① MMG アローズ(株)に係る処理

MMG アローズ(株)の委託者に対し基金代位弁済として 118,770,549 円を支払ったことに伴う担保権の行使により 3,550 万円を回収するとともに、信認金 250 万円が破産管財人の同意及び東工取の協力を得て返戻された。

これら担保の取扱が決定したことから、破産管財人は平成 21 年 1 月 20 日に開催された特別調査の期日において本基金の代位弁済金の支払いに伴い求償権の対象となる債権額として 80,770,549 円を認定した。

### ② (株)さくらフィナンシャルサービスズに係る処理

(株)さくらフィナンシャルサービスズは平成 20 年 2 月 29 日に商品取引受託業務廃止の公

告を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で行った。（官報公告の掲載は 3 月 17 日、終了期日は 4 月 21 日）

弁済公告の終了期日である 4 月 21 日を過ぎても、本基金に対し、㈱さくらフィナンシャルサービスに係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務も 4 月 16 日までに終了していることが 4 月 22 日に確認された。この結果、4 月 30 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金代位弁済委託契約を解除した。

なお、同社は 3 月 31 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4 月 1 日付で会員脱退した。

### ③ ㈱ユニテックスに係る処理

㈱ユニテックスは平成 20 年 3 月 21 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 4 月 21 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

3 月 28 日には委託者債務の返戻が 4 月 21 日までに終了する旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、本基金は 4 月 25 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の自主弁済計画を「適正なもの」と認定した。同社の委託者債務は 4 月 21 日に返済済みであったので、4 月 25 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は、4 月 21 日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4 月 22 日付で会員脱退した。

### ④ 日本ファースト証券㈱に係る処理

日本ファースト証券㈱は平成 20 年 3 月 21 日に㈱日本商品清算機構において支払不能と

なり、同日東京地方裁判所による破産手続き開始の決定に伴い解散したことから、同社は通知商品取引員となるとともに、商品取引員の資格を喪失したので同日会員脱退した。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件として認定した。

同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づき弁済公告を同日付で行った。（官報掲載は 4 月 8 日、終了期日は 5 月 7 日）

弁済公告終了期日である 5 月 7 日までに、本基金に対し、日本ファースト証券㈱に係る算定対象債権額の届出が 2 名（実質 1 名）より行われた。この届出債権は商品先物取引に係る債権ではなく、FXに係る債権と推認されたが、業務規程に基づき、当該届出人に対し、当該届出者から証拠を提出し、意見を述べる機会を与える必要があることから、6 月 10 日に意見を聴く機会を設けたところ、届出人及び当該商品取引員双方ともに意見聴取には出席せず、代わりに届出人より口述書の提出があった。

一方、本基金は日本ファースト証券㈱の破産管財人に対し当該届出人の申し出について確認を行ったところ、当該届出人に係る商品先物取引に係る債権はないとの回答を得た。本基金は届出人から提出された資料等及び管財人から提出された確認書等を検討した結果、当該届出債権に係る弁済計画が取りまとめられ、平成 20 年 6 月 23 日開催の運営審議会及び理事会において当該弁済計画（算定対象債権額は 0 円）が承認された。

この決定を受け、本基金は当該届出人に対し弁済計画を 6 月 27 日に通知した。8 月に入って、日本商品清算機構から委託者への取引証拠金の返済が全て完了したことが確認されたので、本基金は、同社との分離保管弁済契約等を 8 月 8 日付で解除するとともに、代位弁済契約の担保金及び指定信託財産を破産管財人に返還した。

### 3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

#### (1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 19 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98 億円）を下回ることにならなかったことから、平成 20 年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成 20 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 21 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

## （2）新規会員負担金及び預託金について

平成 20 年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員に対し、新規会員負担金の納付に代えて預託金の預託を求めた。

なお、平成 20 年度における会員加入に伴う新規預託金の受入は 2 社 200 万円、取次から受託業務（商品取引所における取引）を開始したことに伴う新規預託金（追加）の受入は 1 社 1 億 2,270 万円、本基金からの脱退による返還は 3 社 300 万円であり、平成 21 年 3 月末日現在で、11 社の会員から 2 億 9,750 万円の預託金の預託を受けている。

## （3）委託者保護資金等の管理

委託者保護資金については、第 1 回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成 21 年 3 月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

### ① 格付別運用実績

・ S 格運用（国債・政府保証債等）	51.7%
・ A 格運用（ムーディーズ A3 以上）	48.3%

### ② 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1 年以下	10%	9.8%
・ 1 年超 3 年以下	10%	8.1%
・ 3 年超 5 年以下	50%	51.7%
・ 5 年超	30%	30.4%

代位弁済積立金及び預託金については、第 1 回理事会決定「資産の管理運用について」

に基づき管理運用を行っているが、預託金についてはその全額を決済性預金で運用している。

また、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、第 12 回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、普通預金又は定期預金で管理運用している。

#### 4. 委託者資産保全措置の管理

##### (1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成 20 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 2 社、契約を変更した会員は 12 社、契約を解除した会員は 22 社であり、平成 21 年 3 月末の契約会員は 52 社であった。(代位弁済担保を留保している破産者朝日ユニバーサル貿易(株)を含む。)

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は(平成 21 年 3 月 31 日現在)別紙(3)のとおりである。

##### (2) 指定信託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に新たに、指定信託契約を締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 0 社(指定信託額の変更を含む)、指定信託契約を解除した会員は 5 社であり、平成 21 年 3 月末日の契約会員は 9 社、指定信託額の総額は 822 百万円であった。

##### (3) 基金分離預託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 3 社、契約を解除した会員は 22 社であった。平成 21 年 3 月末日の契約会員は 51 社、基金分離預託の総額は 5,137 百万円であった。

また、基金分離預託財産の返戻請求権を他に譲渡または担保に提供することができないことを定めるため、平成 20 年 5 月 30 日の通常総会において業務規程の一部改正を決議した。これに伴い、会員と締結している基金分離預託契約も変更を行う必要があることから、所定の手続きを経て、変更業務規程の認可日である 6 月 30 日に当該一部変更契約を締結した。

#### (4) 銀行等保証の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の締結を行った会員は 0 社、同契約の変更を行った会員は 0 社、同契約の解除を行った会員は 5 社、平成 21 年 3 月末日の契約会員は 1 社、保証額の総額は 500 百万円であった。

#### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 40 社（代位弁済限度額の総額 13,874 百万円）であった。代位弁済制度の改正により、代位弁済限度額の変更を可能としたこと等から、期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 4 社、代位弁済限度額の変更会員 8 社、担保変更延べ 7 社、契約解除 15 社（期間満了により更新しない会員を含む。）であった。その結果、平成 21 年 3 月末日の契約会員は 29 社（代位弁済限度額の総額は 11,227 百万円）であった。

#### 〈基金代位弁済制度の改正〉

東京工業品取引所の取引時間が平成 20 年 1 月から延長され、保全対象財産の増加が想定されることから、①代位弁済限度額の上限額の増額、②代位弁済限度額の希望額の算出方法の変更、③代位弁済限度額の契約期間中における変更、④代位弁済限度額の担保率の取扱い、⑤株券の電子化対応などを主眼とする代位弁済制度の改正を行った。このため、業務規程及び代位弁済業務実施要領の一部変更を平成 20 年 4 月 1 日付で行った。

この改正により、既締結会員のうち、8 社が代位弁済限度額の変更を行った。

〈ほふり対応〉

平成 21 年 1 月 1 日から株券が電子化されることに伴い、当業界における代用有価証券においても、現物有価証券からほふり預託された有価証券に変更されることとなった。

これに伴い、引き続き代位弁済委託契約の担保として有価証券を差し入れる場合には、「ほふり預託された」有価証券を差し入れることとし、7 月末日から実施することとした。

電子化された有価証券を質物として有効にさせるためには、特別な手当が必要のため、野村証券において本基金と取引員の共同名義の質権設定口座に差し入れることにより措置することとし、所要の手続きを行った上で、当該契約の担保として有価証券を差し入れている会員 3 社と 7 月末日までに担保有価証券をほふり預託された有価証券に変更した。

〈平成 21 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成 20 年 12 月末日をもって満了することから、平成 21 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 20 年 10 月 9 日に契約手続きについて各会員に通知した。本基金は 11 月 21 日開催の第 11 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、11 月 27 日開催の第 26 回理事会において当該契約の締結を付議して、平成 21 年 1 月 1 日付けで会員 31 社（更新 31 社、新規 0 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 11,467 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）なお、契約期間満了により更新しなかった会員は 5 社、分離保管弁済案件として認定したことにより更新されなかった会員は 3 社であった。

また、J C C H の清算資格のうち財務要件の引き上げ（平成 21 年 10 月以降）を考慮して、契約期間の途中において受託会員が取次会員に業態変更した場合の代位弁済担保の取扱について、11 月 27 日開催の第 26 回理事会において「契約会員に対し代位弁済限度額の 35% 以上の基金が指定する額の担保の預託義務」を契約書で定めることとし、平成 21 年 1 月 1 日からの新たな契約書に当該事項を盛り込むこととした。

## 5. 会員に対する監視、監査等

### (1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、分離保管等に関する調書（①委託者資産保全措置の状況）の日次報告の受付に加え、純資産額に関する調書の「2. 附属明細表」以下を除く月次報告書類の受付を行っている。

平成 20 年度においては、平成 20 年 6 月及び 9 月に行われた商品取引所法施行規則の一部改正に係る様式への変更に対応するため、システムの改定を行った。

### (2) 会員に対する監査

商品取引所及び関係団体と共同で行う定時監査に参画するとともに、これとは別に必要に応じ、随時、会員に対して委託者資産保全の観点から、単独又は関係団体と共同で立入監査を行った。また、随時会員に対し、委託者総合管理表及び委託者資産管理・保全台帳について書面監査及び立入監査を行い、必要な指導を行った。

### (3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 20 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、6 社より本基金あて当該免除の申出があった。これにより、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

### (4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、改善を要する事項が認められる会員に対し、業務改善の指示等を行った。

### (5) 会員に対する制裁

平成 20 年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったため、平成 21 年 3 月 23 日に規律委員会懇談会を開催して、最近 1 年間における商品取引員に係る行政処分

及び制裁等に関する状況について報告するとともに、意見交換を行った。

## 6. その他の業務

### (1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟関係は現在のところ、補償基金協会当時において、経営破綻したアイコム㈱及び東京ゼネラル㈱に係る訴訟、基金発足後に業務規程に定める弁済処理を行った㈱新日本貴志及び朝日ユニバーサル貿易㈱に係る訴訟があり、その概要は次のとおりである。

#### ① アイコム㈱に係る訴訟

平成 14 年 11 月 29 日に違約を発生させたアイコム㈱に係る訴訟については、債権者が基金及び東京穀物商品取引所を相手取り弁済金等の支払を求める訴訟が 2 件あり、現在係争中である。また、期中において、判決が確定したものが 1 件あり、本基金の勝訴となった。

#### ② 東京ゼネラル㈱に係る訴訟

平成 16 年 1 月 7 日に違約を発生させ、破産した東京ゼネラル㈱に係る訴訟については、基金が原告となって破産管財人を相手に、基金が支払った弁済に係る求償債権について破産財団から支払を受けられるか否かについて破産債権の確定訴訟を行ったところ、判決が行われ、求償債権の一部について支払を受けられることが確定し、平成 21 年 2 月 25 日に最後配当（債権額 60,365,703 円、配当率 5.77105%の配当額 3,483,738 円）を受け取った。

なお、東京ゼネラル㈱に係る配当等が全て終了したことから、破産管財人は 3 月 25 日に任務終了集会を開催し、同時をもって管財人の任務が終了した。

#### ③ ㈱新日本貴志に係る訴訟

平成 17 年 6 月 9 日に通知商品取引員となった㈱新日本貴志に係る訴訟については、債権者が本基金を相手取り委託証拠金の返還を求める訴訟が 1 件あり、平成 20 年度中に判決があり、本基金の勝訴が確定した。

#### ④ 朝日ユニバーサル貿易㈱に係る訴訟

平成 20 年 6 月 13 日に通知商品取引員となり、破産した朝日ユニバーサル貿易(株)については、債権者が本基金を相手取り委託証拠金の返還を求める訴訟が 1 件あり、現在係争中である。

## (2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 20 年度において、「基金分離預託財産の譲渡禁止」、「海外委託者の取扱い」、「受渡問題」、「小口商品に係る定率会費の取扱い」について委託者保護制度検討委員会で検討を行った。

### ① 基金分離預託財産の譲渡禁止

平成 20 年 4 月 18 日開催の第 10 回委託者保護制度検討委員会において、過去に基金分離預託財産の返戻請求権が他に債権譲渡されるという事態が生じたことから、基金分離預託返戻財産の請求権の譲渡等を禁止するため、本基金の業務規程に「譲渡の禁止等」規定を追加すること、併せて、基金分離預託契約書に「譲渡の禁止等」規定を追加することを検討し、5 月 16 日開催の第 23 回理事会及び 5 月 30 日開催の第 4 回通常総会に業務規程の一部改正を付議し、業務規程及び基金分離預託契約書を改正した。

### ② 海外委託者の取扱い

金融取引（商品取引を含む）に関する海外主要諸国の制度では、顧客債権保全を含め、各国の国内で行われる営業活動についてはその国の制度を適用するというのが原則となっている。また、わが国の金融商品取引法では、証券業において委託者保護基金と同様の任務を負う「投資者保護基金」による補償支払の対象の「一般顧客」について、国内の営業所・事務所の顧客に限定している。

他方、商品取引所法では、委託者保護基金による補償支払の対象の「一般委託者」について、これを国内の営業所・事務所の顧客に限定していないため、万が一海外委託玉を扱う会員が破たんした場合、基金が海外の営業所等の顧客から補償請求を受ける恐れがあるが、海外の営業所等への立入調査は困難であり、補償の審査を行うことができないという問題があった。そのため、第 10 回委託者保護制度検討委員会において検討し、金融商品取引法の例にならって商品取引所法を改正し、基金の補償の対象を国内の営業所・事務所の顧客に限定することを主務省に要望したところ、12 月の主務省の産業構造審議会商品取引所分科会の報告書において、委託者保護基金の補償対象債権の支払対象

を商品取引員の国内営業所における国内商品先物取引の顧客のみとし、海外、店頭商品先物取引の顧客・外国営業所の顧客は対象から除外することが盛り込まれ、当該報告書を踏まえ商品取引所法の改正法案が平成 21 年 3 月 3 日に閣議決定され、国会に提出された。

### ③ 受渡代金等の取扱い

商品取引員が委託者から預託された受渡代金、倉荷証券は、その時点から保全対象財産とされ、基金預託等の分離保管措置の対象となるが、商品取引員が受渡代金を清算機関（商品取引所）に差し入れても、分離保管措置から除外されていないことから、商品取引員は別途分離保管措置を講じる必要が生じた。これは取引員にとっては荷重な負担であり、受渡しを伴う商品取引の阻害要因となることから、受渡代金等について、取引証拠金と同様に、分離保管措置から除かれる対象として追加すること等について第 10 回委託者保護制度検討委員会で検討し、関係方面に働きかけを行った結果、6 月の商品取引所法施行規則の改正により、分離保管等に関する調書が変更された。

### ④ 小口商品に係る定率会費の取扱い

平成 20 年 9 月 16 日開催の第 11 回委託者保護制度検討委員会において、関西商品取引所の米国産大豆及び粗糖に係る定率会費について検討し、小口商品の取引の活性化をバックアップするため、他の小口商品の取扱いに準拠して会費単価を他の商品の 4 分の 1 とすることとし、9 月 30 日開催の第 25 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正を行った。

また、10 月 29 日開催の第 12 回委託者保護制度検討委員会において、東京穀物商品取引所一般大豆及び東京工業品取引所白金ミニに係る定率会費の取扱いについて検討し、東穀取の一般大豆を他の商品の 2 分の 1、東工取の白金ミニを 4 分の 1 とし、11 月 27 日開催の第 26 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正を行った。

## (3) 広報の実施

### ① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

## ② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、平成 17 年 5 月 1 日にホームページを開設し、本基金のしくみ及び提出書類等を掲載し、情報の提供を行った。また、定款及び業務規程の英語版を作成し、本基金のホームページに掲載した。

なお、本年度中のアクセス数は 88,072 件であった。

## ③ 記者懇親会の開催

商品先物取引業界の啓蒙事業の一環として、記者懇親会を日商協、先物協会、清算機構、東穀取、東工取、中部大阪取、関西取と協同して開催した。

## ④ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

## (4) 商品取引所法見直しの対応等

証券、銀行、保険等の業界における類似の機関はすべて非課税の認可法人となっている。本基金は、平成 16 年の法改正時において認可・非課税法人として立案されたものの、認可法人の新規設立に対する一部の異論により、その権限において一部制約を受ける委託者保護会員制法人とされ、課税法人として設立することとなった。この結果、取引所改革等による市場の動向等に応じて、基金の弁済財源の充実が不可欠となる可能性があるにもかかわらず、課税される前提での負担金の積立は極めて困難であるとの問題を抱えることとなった。

そのため、主務省に対し委託者保護基金の非課税措置を含めた税制要望等を行うことを第 10 回委託者保護制度検討委員会で検討するとともに、平成 20 年 6 月 30 日に主務省に対し本基金の認可・非課税法人化の実現を含む委託者保護に関する商品取引所法の改正について要望書を提出した。

また、9 月に日本商品先物振興協会、(社)日本商品投資販売業協会、(株)日本商品清算機構の連名により商品先物取引関係税制改正要望書を与党の税制調査会に提出したところ、12 月に平成 21 年度税制改正大綱において、委託者保護基金に係る非課税措置等の要望について、同基金の認可法人化を前提に実現化されることとなった。

さらに、12月に主務省の産業構造審議会商品取引所分科会で取りまとめられた報告書において、委託者保護基金制度の強化として、本基金が委託者保護業務を適切に行い得るための体制整備を行うこと等が盛り込まれ、当該報告書を踏まえ本基金の認可法人化等を含む商品取引所法の改正法案が平成21年3月3日に閣議決定され、国会に提出された。

#### (5) その他

##### 会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方等について意見交換を行うため、次のとおり会員懇談会を開催した。

東日本地区 平成21年2月24日 東京穀物商品取引所

西日本地区 平成21年3月2日 ANAクラウンプラザホテル大阪